

よくある質問(FAQ)

制度

Q1-1 「個人住民税を課税している自治体」と「住民登録している自治体」とが異なる場合は、不足額給付はどこから支給されますか

令和 7 年度個人住民税を課税している自治体から支給されます。

Q1-2 個人住民税が課税された後に住民登録を異動した場合は、不足額給付はどこから支給されますか

個人住民税は、原則として 1 月 1 日現在の住所地の自治体で課税され、その後に住民登録を異動しても課税する自治体は変わりません。

よって、令和 7 年度個人住民税が斑鳩町で課税された方は、その後に住民登録を異動しても、不足額給付を支給する自治体は、斑鳩町のままです。

Q1-3 個人住民税所得割とは何ですか

個人住民税には、広く均等に負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割があります。令和 6 年度個人住民税の定額減税は、所得割が課税された方が対象となり、所得割からのみ減税されました。

Q1-4 控除対象配偶者および扶養親族とは、誰のことですか

税法上の「扶養親族」となっている方です(16 歳未満の年少扶養親族も含みます)。

※同一生計配偶者のうち、合計所得金額が 1,000 万円以下である納税義務者の配偶者のことを控除対象配偶者といいます。

※国外居住者は除きます。また、配偶者特別控除の適用を受ける配偶者は該当しません。

※青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている方および白色申告者の事業専従者の方は該当しません。

Q1-5 税法上の扶養人数(被扶養者数)の確認方法がありますか

個人住民税の通知書、源泉徴収票または確定申告書で、状況を確認することができます。

所定のところに、扶養人数などが記載されています

Q1-6 令和 6 年度個人住民税と令和 6 年分所得税の被扶養者の数が異なる場合は、どちらの扶養人数で定額減税可能額は計算しますか

個人住民税は令和 5 年 12 月 31 日時点、所得税は令和 6 年 12 月 31 日時点の扶養人数と、それぞれ時点が異なります。定額減税可能額は、どちらか一方の扶養人数を使用するのではなく、税種別ごとに各々の扶養人数を基に計算します。

Q1-7 不足額給付は、課税または差押をされることがありますか
不足額給付は課税されません。また、差押は禁止されています。

支給対象者

Q2-1 令和 5 年 12 月 31 日時点では親の扶養に入っていましたが、就職して令和 6 年分所得税が課税されました。不足額給付の対象になりますか。

令和 5 年は無収入だった場合でも令和 6 年分所得税が課税された場合は、所得税が定額減税の対象となります。また、減税しきれなかったときは、個人住民税分と合わせて、不足額給付の対象となります。

Q2-2 外国人は、不足額給付の対象となりますか

外国人か日本人かに関わらず、令和 7 年 1 月 1 日時点で国内居住者であれば、対象となる場合があります。

Q2-3 生活保護受給者は、不足額給付の対象となりますか

生活保護の受給の有無に関わらず、令和 7 年 1 月 1 日時点で国内居住者であれば、対象となる場合があります。

Q2-4 源泉徴収票の摘要欄に控除外額が記載されていた場合は、不足額給付が支給されますか

令和 6 年度調整給付の対象でない場合、もしくは、控除外額が令和 6 年度調整給付の額を上回っている場合は、不足額給付の対象となることが見込まれます。

なお、複数か所からの収入がある場合には、全ての課税状況から総合的に判断します。

Q2-5 個人住民税と所得税のどちらか一方だけでも対象になると、不足額給付が支給されますか

どちらか一方だけでも対象になると、不足額給付が支給されます。

なお、令和 6 年度調整給付の対象だった場合は、個人住民税と所得税の控除不足額を合算して 1 万円単位に切り上げた額が、調整給付支給額を上回る場合に限り、不足額給付が支給されます。

Q2-6 不足額給付に該当する家族が亡くなりました。給付金はどうなりますか？

令和6年中に亡くなられた人は不足額給付の対象外となります。

また、令和7年1月1日時点で、斑鳩町に住民登録がある方であっても、給付金の受給意思確認前に亡くなられた場合は、不足額給付を受給することはできません

支給額

Q3-1 令和6年度調整給付の案内が届いていましたが、申請を漏らしていました。未受給の令和6年度調整給付の分も合わせて不足額給付として受給できますか

未受給の令和6年度調整給付分を受給することはできません。

Q3-2 令和6年中にこどもが生まれ扶養人数が増えたために不足額給付の支給のお知らせが届いたが、個人住民税の所得割分の控除不足額に出生児分が反映していないようです。なぜですか

個人住民税と所得税の定額減税可能額の基になる扶養人数は、時点が異なります。個人住民税は令和5年12月31日時点、所得税は令和6年12月31日時点(年の途中での死亡はその時点)での扶養人数を基に、定額減税可能額を計算します。そのため、令和6年中の扶養人数の変動については、個人住民税の定額減税可能額に反映しません。

Q3-3 確定申告書や源泉徴収票と支給のお知らせや確認書に記載されている内容に、相違があるようです。なぜですか

確定申告書や源泉徴収票の内容に誤りがある場合は、正しい内容に修正している場合があります。確定申告の内容については管轄の税務署に、源泉徴収票の内容については勤務先にお問い合わせください。

手続き

Q4-1 斑鳩町から不足額給付対象者に送る書類は、いつ・どこに届きますか

令和7年7月下旬以降に、個人住民税の納税通知書の送付先または住民登録している住所(※納税通知書の送付先を優先)に送付する予定です。

Q4-2 自身での申請書の提出が必要となる場合があるのはなぜですか

不足額給付は令和7年度個人住民税を課税している自治体から支給されますが、不足額給付算定には令和6年度個人住民税の課税情報も必要となります。そのため、令和6年度個人住民税が斑鳩町以外の自治体か

ら課税されている場合や他の市町村に在住の方の専従者であるなど、斑鳩町で課税状況等を把握できない場合は、不足額給付の対象であるかの判定ができないため、ご自身での申請が必要となります。

Q4-3 不足額給付の通知書類(確認書等)の宛名となっている者が死亡した場合や行方不明の場合には、どうなりますか

申請前に亡くなられている場合は、受給権がありません。※通知書類等の印刷時期の関係で届くことがあります。申し訳ありませんがご了承ください。申請後に亡くなられた場合は、相続人の方が受給できます。行方不明の場合は、本人からの申請が必要であることをご了承ください。

Q4-4 支給要件を満たしているのに確認書や通知書が送付されてこないのはなぜですか

不足額給付は7月1日時点で税務課が把握している賦課資料に基づいて算定しています。7月2日以降の所得申告等は、今回の内容には反映されていません。申告内容を反映させることにより給付金の支給対象になる方で給付金の支給を希望される場合は、令和7年10月31日(金)までに申し出が必要です。詳しくは斑鳩町税務課までご連絡ください。

Q4-5 確認書・支給のお知らせが届いたが、確定申告(修正申告)等した内容が反映されておらず、錯誤があります。不足額給付金を正しい額に修正してほしいのですが、どうすれば良いですか
課税資料などを確認し、あらためて確認書を送付いたしますので、斑鳩町税務課(電話 0745-74-1001)へご連絡ください。

Q4-6 確認書(申請書)は代筆を頼んでもよいですか

対象者本人に「不足額給付の申請について、代筆を頼む意思」がある場合は可能です。ただし、振込口座には対象者本人名義の口座を記入してください。この場合、確認書(申請書)の代理人欄の記入は必要ありません。

Q4-7 確認書を送付したが、いつ振り込まれるか等の連絡はありますか

送付された書類の受付けから、およそ30日後にお振り込みします。振込通知等の案内は送付いたしません。

Q4-8 給付金は申請してからどれくらいで支給されますか

斑鳩町役場に書類が届いた日から30日程度を目安に支給します。ただし、不備がある場合などは、支給が遅くなることがあります。

Q4-9 本人名義ではない家族名義の口座を受取口座に指定できますか

本人名義の口座に限ります。例外として、法定代理人の場合のみ代理人名義の口座指定ができます。

Q4-10 振込予定日に通帳に振り込まれていないのは何故ですか

振込エラーによるものと思われます。

対象の方には文書等を送付するなどご案内しますが、振込予定日から2週間経っても連絡がない場合は、お手数ですが、斑鳩町役場税務課(電話 0745-74-1001)にご連絡ください。

定額減税

Q5-1 定額減税された額の確認方法がありますか

個人住民税の通知書、源泉徴収票または確定申告書で確認することができます。

Q5-2 源泉徴収票の摘要欄に記載されている控除済額や控除外額とは何ですか

控除済額とは、その収入に対する所得税から定額減税された金額です。控除外額とは、減税しきれなかった金額です。

Q5-3 源泉徴収票に記載された「控除済額」と「控除外額」を合算しても、定額減税可能額(4 万円×(本人＋扶養親族数))にならないのはなぜですか

源泉徴収票には、所得税の定額減税についてのみが記載されているためです。

個人住民税の定額減税については、令和 6 年度個人住民税の通知書をご確認ください。

【定額減税可能額】

所得税……………3 万円×(本人＋扶養親族数)

個人住民税…1 万円×(本人＋扶養親族数)

Q5-4 源泉徴収票の摘要欄に控除済額や控除外額が記載されていない場合は、どのようにして定額減税の状況など確認したらよいですか

ご自身で確認するためには、確定申告によって定額減税額を確定させる必要があります。詳しくは「国税庁ホームページ」をご確認ください。

Q5-5 令和 6 年度調整給付とは何ですか

令和 6 年度に実施した定額減税において、速やかな給付を目的に、「令和 6 年度個人住民税所得割額」と令和 6 年分所得税額が確定する令和 6 年 12 月 31 日を待たずに令和 5 年の所得等を基に推計した「令和 6 年分推計所得税額」から定額減税しきれないと見込まれる額を支給した給付金のことです。

Q5-6 令和 6 年度調整給付の支給額の確認方法がありますか

給付に際して送付した「支給確認書」や「支給のおしらせ」で確認することができます。

なお、令和 6 年度調整給付の対象でなかった方は、支給額 0 円です。

Q5-7 令和 6 年度に調整給付の支給を受けましたが、年末調整で全額減税されました。受給した調整給付は返納が必要ですか

令和 6 年度調整給付が過大に支給されていた場合でも返納の必要はありません。

Q5-8 大学生や専門学校生で一人暮らしの場合は、定額減税や令和 6 年度調整給付の対象となりますか
アルバイト収入などがあり、個人住民税所得割または所得税が課税された場合は、定額減税の対象となり、減税しきれないと見込まれたときは令和 6 年度に調整給付を支給しています。

なお、令和 7 年 1 月 1 日時点で国内居住者であれば、不足額給付の対象となる場合があります。